

注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの 再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円としています。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価
ただし、取得価格が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格 1 円と
しています。
- ② 無形固定資産 取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの 取得原価
取得原価が不明なもの 再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 該当事項ありません
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格
イ 市場価格のないもの 取得原価
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの 該当事項ありません
イ 市場価格のないもの 出資金額
ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により
出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととして
います。なお、実質価額の低下割合が 30%以上である場合に、「著しく低
下した場合」に該当するものとしています。
また、公益法人への出資金については、公益法人の貸借対照表上に資本
金の記載が無いため、附属明細書の③投資及び出資金の明細において実
質価額の算出は行わないこととします。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ア 建物	5年～50年
イ 工作物	8年～75年
ウ 物品	3年～18年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。） 定額法

（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金及び長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

② 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるときに修繕費として処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更 該当事項ありません。

(2) 表示方法の変更 該当事項ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更 該当事項ありません。

3. 重要な後発事象 該当事項ありません。

4. 偶発債務 該当事項ありません。

5. 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

② 一般会計等の対象範囲と普通会計の対象範囲に差異はありません。

③ 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④ 千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 ー%

連結実質赤字比率 ー%

実質公債費比率 16.6%

将来負担比率 65.7%

⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額
該当事項ありません

⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 374,677 千円

(2) 貸借対照表に係る事項

① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却予定とされている資産を売却可能資産としています。

イ 内訳

売却可能資産はありません。

② 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額 10,108,655 千円

③ 地方公共団体健全化法に基づいた算定要素内容

標準財政規模 5,446,147 千円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 942,896 千円

将来負担額 16,204,384 千円

充当可能基金額 2,961,504 千円

特定財源見込額 171,190 千円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 10,108,655 千円

(3) 行政コスト計算書に係る事項

① 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る臨時損失を 258,612 千円計上しています。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

① 純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

ア 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

イ 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

② 新型コロナウイルス感染症対策事業に係る国県等補助金を 280,337 千円計上しています。

(5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 982,397 千円

② 新型コロナウイルス感染対策事業に係る臨時収入 280,337 千円、臨時支出 258,612 千円をそれぞれ計上しています。

③ 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	10,804,147 千円	10,530,893 千円
繰越金に伴う差額	△373,646 千円	—
資金収支計算書	10,430,501 千円	10,530,893 千円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

④ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の
内訳

資金収支計算書の業務活動収支	1,793,713	千円
投資活動収入の国県等補助金収入	367,364	千円
未収債権・未払債務の増減額	△277,122	千円
減価償却費	△1,480,435	千円
退職手当引当金の増減額	△33,715	千円
賞与等引当金の増減額	△2,437	千円
徴収不能引当金の増減額	1,898	千円
固定資産除売却損益	△1,554	千円
純資産変動計算書の本年度差額	637,712	千円

⑤ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 2,000,000 千円

一時借入金に係る利子額 1 千円

⑥ 重要な非資金取引

重要な非資金取引はありません。